

枚方市 P T A 協議会規約改正案

(改正事項)

第 23 条を削除する。これにともない同条以降の条文番号を順次繰り上げる。
本改正は平成 15 年 5 月 24 日より施行し、平成 15 年 4 月 1 日より適用する旨の付則を追記する。

(理由)

北河内地区 P T A 協議会の負担金が廃止されたため。

新旧対照表

改正案	現行
第 1 条から第 22 条 (略)	第 1 条から第 22 条 (略)
削除	第 23 条北河内地区 P T A 協議会の負担金は、 <u>園児・児童・生徒 1 人につき年額 5 円とし、さらに 1 単位 P T A あたり小・中学校 3, 0 0 0 円幼稚園 2, 0 0 0 円を各単位 P T A が負担する。また、市 P 協から年額 1 0, 0 0 0 円を負担する。</u>
(会計監査)	(会計監査)
第 23 条 (略)	第 24 条 (略)
(規約の改正)	(規約の改正)
第 24 条 (略)	第 25 条 (略)
付則	付則
本規約は昭和 41 年 6 月 4 日から施行する。	本規約は昭和 41 年 6 月 4 日から施行する。
(中略)	(略)
<u>本規約は平成 15 年 5 月 24 日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。</u>	